

『扶養枠で働く』ということ

103万円と130万円の違ってナニ？

仕事の求人欄などで見かける「扶養枠範囲内」のお仕事。サラリーマンの配偶者の方で、扶養の範囲内で働きたい、というとき、この「扶養枠」について、“年収103万以下、年収130万未満”などの数字を耳にしますが、いったい何が違うのでしょうか。この違いについて簡単に説明します。

所得税と配偶者控除...103万円の枠

サラリーマンの年収にかかる所得税は、その給与収入によって、国で「サラリーマンに必要な経費（＝給与所得控除）」が決められており、それを控除した後の額（＝給与所得）から、個人の事情によって異なる「人的控除」「その他の控除」額を引いたもの（＝課税所得）に所得税率をかけたものとなります。

給与収入 - 給与所得控除 = 給与所得

給与所得 - 人的控除(1) - その他の控除(2) = 課税所得

課税所得 × 所得税率 - 控除額(3) = 所得税額

- 1 人的控除の中には、「配偶者控除」「配偶者特別控除」などがあります。
- 2 その他の控除には、「社会保険料控除」などがあります。
- 3 「住宅借入金等特別控除」などがあります。

上記のとおり、これらの控除額が高いほど、課税所得額が低くなるため、所得税の額も低くなります。サラリーマンの夫をもつ妻が働く場合、「配偶者控除」「配偶者特別控除」を受けるか受けないかで、夫にかかる所得税額が変わってきます。妻がバリバリ働いて、それぞれが税金を納めるケースは別ですが、パートや短時間の派遣などで働く場合は、この「配偶者控除」「配偶者特別控除」を受けられるようにした方が有利です。

夫がこの「配偶者控除」を受けるためには、配偶者である妻の収入が全て給与収入である場合、毎年1月から12月までの収入の合計を103万円(4)までに収める必要があります。

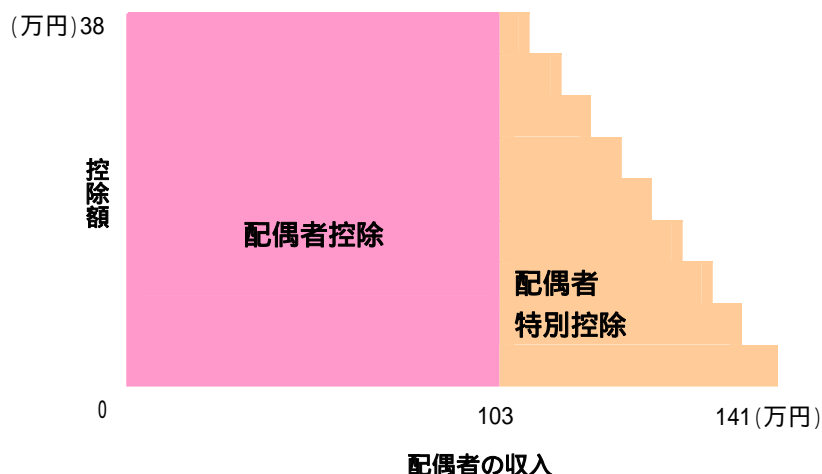
4 月10万円までの通勤費は含まれません。

103万円を超えると、141万円までの間で段階的に控除が受けられます。これが「配偶者特別控除」です。

妻の収入を103万円以下に抑えれば、夫は「配偶者控除」を受けられますし、また103万円以下に抑えれば、妻にも所得税がかかりません。妻に課税される所得は、給与収入から給与所得控除（最低額＝65万円）と基礎控除（38万円）を除いた額になるため、妻の収入を65万＋38万＝103万円以内に抑えれば、給与所得が0円となり、所得税がかからないのです。こうすれば、世帯でみた場合の課税総額が抑えられます。

（注：住民税は、市区町村にもよりますが、100万円以下であれば住民税（所得割）はかかりません。）

配偶者控除と配偶者特別控除との関係



配偶者の収入		配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下		38万円	-
103万円超	105万円未満	-	38万円
105万円以上	110万円未満	-	36万円
110万円以上	115万円未満	-	31万円
115万円以上	120万円未満	-	26万円
120万円以上	125万円未満	-	21万円
125万円以上	130万円未満	-	16万円
130万円以上	135万円未満	-	11万円
135万円以上	140万円未満	-	6万円
140万円以上	141万円未満	-	3万円
141万円以上		-	-

「配偶者控除」など、人的控除を受けるために必要なのが「**給与所得者の扶養控除等申告書**」です。

* 「配偶者特別控除」は、年末調整時に行います。

<ご参考>

給与を支払っている事業者は、個々の給与額に応じて、所得税を給与から徴収して国に納付しなければならず、これを源泉徴収制度といいます。源泉徴収する税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、この表には、「甲欄」と「乙欄」があり、主たる給与を支給する場合は「甲欄」の額を、従たる給与を支給する場合は「乙欄」の額を徴収します。「甲欄」は「乙欄」よりも税額が低くなっており、扶養する家族の人数によっても、額が細かく分かれています。

2ヶ所以上の事業者から給与を受けている場合、主たる給与を受けている事業者1ヶ所では「甲欄」の税額で徴収してもらうことはできません。また、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しないと、「乙欄」の税額となってしまうので、扶養家族がいない場合でも、必ず「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することが必要です。

健康保険の被扶養者...130万円の枠

では、次に130万円の枠についてですが、これは、健康保険の扶養に入る条件が、以下のようになっているためです。

被扶養者は年間の収入が130万円未満（5）であること

被扶養者は被保険者の年収の2分の1未満であること

5 健康保険の場合は、通勤費はすべて収入に含まれます。

サラリーマンの夫が、妻を健康保険の被扶養者とする場合、妻の年収を130万円未満とし、かつ夫の年収の2分の1未満にする必要があります。

ここで言う年収とは、単に給与収入に限らず、受給している年金額など、その他の収入全ての合計です。また、所得税のケースとは異なり、1月から12月の累計額が130万円未満という考え方ではなく、将来に向かって、向こう1年間に130万円に達する働き方をしない、ということになっています。

例えば、年の途中で妻が退職し、すでに1月以降の収入が103万円を超えていても、退職時から先1年以上収入の見込みがない場合は、健康保険の扶養の申請は可能となります。

（注：退職後、失業保険を受給する場合は、受給終了まで健康保険の扶養に入れないことがあります。）

ただし、妻が、勤め先で社会保険の加入要件を満たすような働き方をしている場合は、その勤め先で必ず社会保険に加入しなければならないため、健康保険の被扶養者でいられなくなります。

社会保険は、受けている給与の額に関係なく加入の有無が決まりますので、夫の扶養の範囲内で働くつもりで、年収130万円未満に抑えていても、社会保険の加入要件を満たす働き方をすると、妻は勤め先で健康保険の被保険者となり、夫の健康保険の扶養から抜けなければなりません。

[社会保険の加入要件はこちらをクリック！](#)

この場合、配偶者控除を受けるために年収103万円以下に抑えていても、あるいは「給与所得者の扶養控除等申告書」を乙欄適用で提出していても、所得税における扶養の考え方と健康保険における扶養の考え方には関連がないため、健康保険の被扶養者であることはできません。

反対に、社会保険の加入要件を満たさない働き方をし、健康保険の被扶養者として認定されても、年収103万円を超えてしまっている場合は、配偶者控除は受けられません。

このように、「所得税法上の扶養の考え方」と「健康保険法上の扶養の考え方」とは、法の上では関連がありませんが、**会社によっては、配偶者控除を受けられない従業員の配偶者（年収103万円を超えていて、課税されている）は、健康保険上も扶養手続をしない場合もあるようですので、必ず、配偶者の勤め先に確認の上、各世帯にあった働き方を選択するようにしてください。**

ご不明な点につきましては、カスタマーサービス部業務課（03-5299-6325）またはスタッフサポート課（03-5299-6324）までお問合せください。